

救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療 の確保に関する特別措置法関係法令

<目 次>

○法律

(平成19年法律第103号) ······ P 1

○政令（国の補助金の額を定めたもの）

(平成19年政令第192号) ······ P 3

○政令（助成金交付事業制度の施行日を定めたもの）

(平成20年政令第60号) ······ P 4

○省令（助成金交付事業制度に係る各種基準等を定めたもの）

(平成20年厚生労働省令第46号) ······ P 5

政令

金融厅組織令の一部を改正する政令をここに公
布する。

御名 御璽

平成十九年六月二十七日

内閣総理大臣 安倍晋三

政令第百八十八号

金融厅組織令の一部を改正する政令

金融厅組織令の一部を改正する政令 (平成十一年法律第八十
九年号) 第六十三条第四項及び金融厅設置法 (平成
十年法律第三百三十号) 第十九条第四項の規定に基
づき、この政令を制定する。

金融厅組織令 (平成十年政令第三百九十二号)
の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「七人」の下に「(うち一人は、
関係のある他の職を占める者をもつて充てられる
ものとする。)」を加える。

第二十五条第一項中「一人」を「二人(うち
一人は、)」に改める。

附則第五条第一項中「参考官」の下に「(第三項
に規定するものを除く。)」を加え、同条第二項中
「前項」の下に「(及び次項)」を加え、同条第三項
中「前二項に規定するものを除く。」のうち一人
を「関係のある他の職を占める者をもつて充てら
れるものに限る。」に改める。

附則に次の一項を加える。

(証券取引等監視委員会事務局次長の設置期間
の特例)

第八条 第二十五条第一項の次長(関係のある他
の職を占める者をもつて充てられるもの以外の
ものに限る。)は、平成二十一年三月三十一日ま
で置かれるものとする。

附則

この政令は、平成十九年七月一日から施行する。

内閣総理大臣 安倍晋三

競争の導入による公共サービスの改革に関する
法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政
令をここに公布する。

御名 御璽

平成十九年六月二十七日

内閣総理大臣 安倍晋三

政令第百八十九号

競争の導入による公共サービスの改革に関する
法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政
令をここに公布する。

内閣は、競争の導入による公共サービスの改革
に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を
定める政令を定める。

内閣は、競争の導入による公共サービスの改革
に関する法律の一部を改正する法律 (平成十九年
法律第六十九号) 附則第一項の規定に基づき、こ
の政令を制定する。

障害者自立支援法施行令及び児童福祉法施行令
の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成十九年六月二十七日

内閣総理大臣 安倍晋三

政令第百九十一号

障害者自立支援法施行令及び児童福祉法施行
令の一部を改正する政令

内閣は、障害者自立支援法 (平成十七年法律第
百二十三号) 第二十九条第五項 (同法附則第二十
一条第三項及び第二十二条第五項において準用す
る場合を含む。)、第五十四条第一項、第五十八条
第三項第一号ただし書及び第七十六条第一項ただ
し書並びに児童福祉法 (昭和二十二年法律第六百
十四号) 第二十四条の二第三項の規定に基づき、
この政令を制定する。

(障害者自立支援法施行令の一部改正)

第一条 障害者自立支援法施行令 (平成十八年政
令第十号) の一部を次のように改正する。

第二十九条第一項中「二十万円」を「二十三
万五千円」に改める。

第三十五条第一項第一号中「二万円」を「三
万三千円」に改める。

第四十二条中「五十万円」を「四
十六万円」に改める。

附則第十三条第二項第二号中「二十万円」を
「二十三万五千円」に改め、同項第三号中「二
万円」を「三万三千円」に改める。

附則第十二条中「二十万円」を「二十三万五
千円」に改める。

附則第十一项第二項中「十万円」を「十六万
円」に改める。

附則第十二条中「十万円」を「十六万
円」に改める。

(児童福祉法施行令の一部改正)

第二条 児童福祉法施行令 (昭和二十三年政令第
七十四号) の一部を次のように改正する。

第五十条の六第二項中「十万円」を「十六万
円」に改める。

この政令は、平成十九年七月一日から施行する。

厚生労働大臣 安倍晋三

救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確
保に関する特別措置法施行令をここに公布する。

政令第百九十二号

救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療
の確保に関する特別措置法施行令

御名 御璽

平成十九年六月二十七日

内閣総理大臣 安倍晋三

政令第百九十三号

中小企業による地域産業資源を活用した事業活
動の促進に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、中小企業による地域産業資源を活用した事
業活動の促進に関する法律の施行期日を定める政
令を制定する。

内閣は、中小企業による地域産業資源を活用した事
業活動の促進に関する法律 (平成十九年法律第
三十九号) 附則第一項の規定に基づき、この政
令を制定する。

内閣は、中小企業による地域産業資源を活用した事
業活動の促進に関する法律の施行期日を定める政
令を制定する。

内閣は、中小企業による地域産業資源を活用した事
業活動の促進に関する法律 (平成十九年法律第
三十九号) 附則第一項の規定に基づき、この政
令を制定する。

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣 柳澤伯夫

内閣総理大臣 安倍晋三

御名 御璽

平成十九年六月二十七日

内閣総理大臣 安倍晋三

財務大臣 尾身幸次

農林水産大臣 柳澤伯夫

経済産業大臣 甘利明

国土交通大臣 佐藤義偉

内閣総理大臣 安倍晋三

御名 御璽

平成十九年六月二十九日

内閣総理大臣 安倍晋三

厚生労働大臣 柳澤伯夫

農林水産大臣 赤城徳彦

経済産業大臣 甘利明

国土交通大臣 佐藤義偉

内閣総理大臣 安倍晋三

御名 御璽

平成十九年六月二十九日

内閣総理大臣 安倍晋三

厚生労働大臣 柳澤伯夫

農林水産大臣 赤城徳彦

経済産業大臣 甘利明

国土交通大臣 佐藤義偉

内閣総理大臣 安倍晋三

御名 御璽

平成十九年六月二十九日

内閣総理大臣 安倍晋三

厚生労働大臣 柳澤伯夫

農林水産大臣 赤城徳彦

経済産業大臣 甘利明

国土交通大臣 佐藤義偉

内閣総理大臣 安倍晋三

御名 御璽

平成十九年六月二十九日

内閣総理大臣 安倍晋三

厚生労働大臣 柳澤伯夫

農林水産大臣 赤城徳彦

経済産業大臣 甘利明

国土交通大臣 佐藤義偉

内閣総理大臣 安倍晋三

御名 御璽

平成十九年六月二十九日

内閣総理大臣 安倍晋三

厚生労働大臣 柳澤伯夫

農林水産大臣 赤城徳彦

経済産業大臣 甘利明

国土交通大臣 佐藤義偉

内閣総理大臣 安倍晋三

御名 御璽

平成十九年六月二十九日

内閣総理大臣 安倍晋三

厚生労働大臣 柳澤伯夫

農林水産大臣 赤城徳彦

経済産業大臣 甘利明

国土交通大臣 佐藤義偉

内閣総理大臣 安倍晋三

内閣総理大臣 安倍晋三

内閣総理大臣 安倍晋三

内閣総理大臣 安倍晋

救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十年三月二十四日

内閣総理大臣 福田 康夫

政令第六十号

救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法の一部の施行期日を定める政令

内閣は、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平成十九年法律第百三号）附則第一項ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法附則第一項ただし書に規定する規定の施行期日は、平成二十年四月一日とする。

厚生労働大臣 外添 要一
内閣総理大臣 福田 康夫

〔公 告〕
諸事項

官厅
財団、司法書士・土地家屋調査士懲
戒処分関係
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、
破産、免責、特別清算、再生関係
会社その他

省令

○財務省令第十四号

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成十九年法律第二百八十八号)第二条の規定に基づき、国家公務員宿舎法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十年三月二十六日

財務大臣 須賀福志郎
る省令

国家公務員宿舎法施行規則の一部を改正する
この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第四十六号

救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確
保に関する特別措置法(平成十九年法律第二百三号)
第九条第一項、第三項各号及び第十四条の規定に
基づき、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医
療の確保に関する特別措置法に規定する助成金交
付事業に係る登録に関する省令を次のように定め
る。平成二十年三月二十六日

厚生労働大臣 幹添 要一

救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療
の確保に関する特別措置法に規定する助成
金交付事業に係る登録に関する省令

(助成金交付事業)
第一条 救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療
の確保に関する特別措置法(平成十九年法律
第二百三号。以下「法」という。)第九条第一項の
厚生労働省令で定める事業(以下「助成金交付
事業」という。)は、次の各号に掲げる費用に充
てための助成金を交付する事業であつて、當
要する費用

○厚生労働省令第四十七号
この省令は、平成二十年四月一日から施行する。
附則

この省令は、平成二十年四月一日から施行する。
○厚生労働省令第四十六号
この省令は、平成二十年四月一日から施行する。
附則

二 救急医療用ヘリコプターの運航に要する費
用

三 救急医療用ヘリコプターの運航の円滑化を
図るために措置を要する費用

四 救急医療用ヘリコプターの運航に関する調
査研究に要する費用

五 医療、法律、会計等に関する識見を有する
者であつて当該法人の役員、社員、評議員又
は使用人でないものからなる委員会を設置し
てること。

六 助成金交付事業を適確かつ円滑に実施する
に足りる経理的基礎及び技術的能力があるこ
と。

七 役員のうちにには、各役員について、その役
員、その配偶者及び三親等以内の親族が役員
の総数の三分の一を超えて含まれることがな
いこと。

八 社員その他の構成員、役員、評議員又は使
用人及びこれらの者の配偶者又は三親等以内
の親族に対して特別の利益を与えないこと。

九 不適正な経理が行われていないこと。

十 当該法人につき法令に違反する事実、偽り
その不正の行為により利益を得、又は得よ
うとした事実その他公益に反する事実がない
こと。

十一 定款等において、法第十二条の規定によ
り登録が取り消された場合にその基金の全額
を国、地方公共団体又は他の法第九条第一項
の登録を受けている法人に贈与する旨の定め
があること。

十二 定款等において、当該法人が解散した場
合にその残余財産が国、地方公共団体又は他
の救急医療の充実を目的とする法人に帰属す
る旨の定めがあること。

十三 定款等において、法第十二条の規定によ
り登録が取り消された場合にその基金の全額
を国、地方公共団体又は他の法第九条第一項
の登録を受けている法人に贈与する旨の定め
があること。

十四 定款等において、法第十二条の規定によ
り登録が取り消された場合にその基金の全額
を国、地方公共団体又は他の法第九条第一項
の登録を受けている法人に贈与する旨の定め
があること。

十五 定款等において、法第十二条の規定によ
り登録が取り消された場合にその基金の全額
を国、地方公共団体又は他の法第九条第一項
の登録を受けている法人に贈与する旨の定め
があること。

十六 定款等において、法第十二条の規定によ
り登録が取り消された場合にその基金の全額
を国、地方公共団体又は他の法第九条第一項
の登録を受けている法人に贈与する旨の定め
があること。

十七 定款等において、法第十二条の規定によ
り登録が取り消された場合にその基金の全額
を国、地方公共団体又は他の法第九条第一項
の登録を受けている法人に贈与する旨の定め
があること。

十八 定款等において、法第十二条の規定によ
り登録が取り消された場合にその基金の全額
を国、地方公共団体又は他の法第九条第一項
の登録を受けている法人に贈与する旨の定め
があること。

十九 定款等において、法第十二条の規定によ
り登録が取り消された場合にその基金の全額
を国、地方公共団体又は他の法第九条第一項
の登録を受けている法人に贈与する旨の定め
があること。

二十 定款等において、法第十二条の規定によ
り登録が取り消された場合にその基金の全額
を国、地方公共団体又は他の法第九条第一項
の登録を受けている法人に贈与する旨の定め
があること。

二十一 定款等において、法第十二条の規定によ
り登録が取り消された場合にその基金の全額
を国、地方公共団体又は他の法第九条第一項
の登録を受けている法人に贈与する旨の定め
があること。

二十二 定款等において、法第十二条の規定によ
り登録が取り消された場合にその基金の全額
を国、地方公共団体又は他の法第九条第一項
の登録を受けている法人に贈与する旨の定め
があること。

二十三 定款等において、法第十二条の規定によ
り登録が取り消された場合にその基金の全額
を国、地方公共団体又は他の法第九条第一項
の登録を受けている法人に贈与する旨の定め
があること。

二十四 定款等において、法第十二条の規定によ
り登録が取り消された場合にその基金の全額
を国、地方公共団体又は他の法第九条第一項
の登録を受けている法人に贈与する旨の定め
があること。

二十五 定款等において、法第十二条の規定によ
り登録が取り消された場合にその基金の全額
を国、地方公共団体又は他の法第九条第一項
の登録を受けている法人に贈与する旨の定め
があること。

二十六 定款等において、法第十二条の規定によ
り登録が取り消された場合にその基金の全額
を国、地方公共団体又は他の法第九条第一項
の登録を受けている法人に贈与する旨の定め
があること。

二十七 定款等において、法第十二条の規定によ
り登録が取り消された場合にその基金の全額
を国、地方公共団体又は他の法第九条第一項
の登録を受けている法人に贈与する旨の定め
があること。

二十八 定款等において、法第十二条の規定によ
り登録が取り消された場合にその基金の全額
を国、地方公共団体又は他の法第九条第一項
の登録を受けている法人に贈与する旨の定め
があること。

二十九 定款等において、法第十二条の規定によ
り登録が取り消された場合にその基金の全額
を国、地方公共団体又は他の法第九条第一項
の登録を受けている法人に贈与する旨の定め
があること。

三十 定款等において、法第十二条の規定によ
り登録が取り消された場合にその基金の全額
を国、地方公共団体又は他の法第九条第一項
の登録を受けている法人に贈与する旨の定め
があること。

三十一 定款等において、法第十二条の規定によ
り登録が取り消された場合にその基金の全額
を国、地方公共団体又は他の法第九条第一項
の登録を受けている法人に贈与する旨の定め
があること。

三十二 定款等において、法第十二条の規定によ
り登録が取り消された場合にその基金の全額
を国、地方公共団体又は他の法第九条第一項
の登録を受けている法人に贈与する旨の定め
があること。

三十三 定款等において、法第十二条の規定によ
り登録が取り消された場合にその基金の全額
を国、地方公共団体又は他の法第九条第一項
の登録を受けている法人に贈与する旨の定め
があること。

三十四 定款等において、法第十二条の規定によ
り登録が取り消された場合にその基金の全額
を国、地方公共団体又は他の法第九条第一項
の登録を受けている法人に贈与する旨の定め
があること。

三十五 定款等において、法第十二条の規定によ
り登録が取り消された場合にその基金の全額
を国、地方公共団体又は他の法第九条第一項
の登録を受けている法人に贈与する旨の定め
があること。

三十六 定款等において、法第十二条の規定によ
り登録が取り消された場合にその基金の全額
を国、地方公共団体又は他の法第九条第一項
の登録を受けている法人に贈与する旨の定め
があること。

三十七 定款等において、法第十二条の規定によ
り登録が取り消された場合にその基金の全額
を国、地方公共団体又は他の法第九条第一項
の登録を受けている法人に贈与する旨の定め
があること。

三十八 定款等において、法第十二条の規定によ
り登録が取り消された場合にその基金の全額
を国、地方公共団体又は他の法第九条第一項
の登録を受けている法人に贈与する旨の定め
があること。

三十九 定款等において、法第十二条の規定によ
り登録が取り消された場合にその基金の全額
を国、地方公共団体又は他の法第九条第一項
の登録を受けている法人に贈与する旨の定め
があること。